

郡山市インターンシップ関連事業業務委託に係る質問・回答一覧

業務名	郡山市インターンシップ関連事業業務	
質問内容	回答内容	
<p>仕様書3(1)ア(イ) 企業・団体のインターンシップ等受入体制構築支援の(イ)にインターンシップ等の就業体験実施期間要件について5日間以内とありますが、就業体験があれば1dayも可能でしょうか。</p>	<p>1dayも可能ですが、インターンシップ等の就業体験は、企業理解の深化と職業観の醸成を目的としているため、一定程度の継続的な体験機会の確保が重要です。そのため、プログラム作成支援の際は、受入企業に対し、複数日にわたる実施を推奨してください。</p>	